

女性の就農環境改善計画書

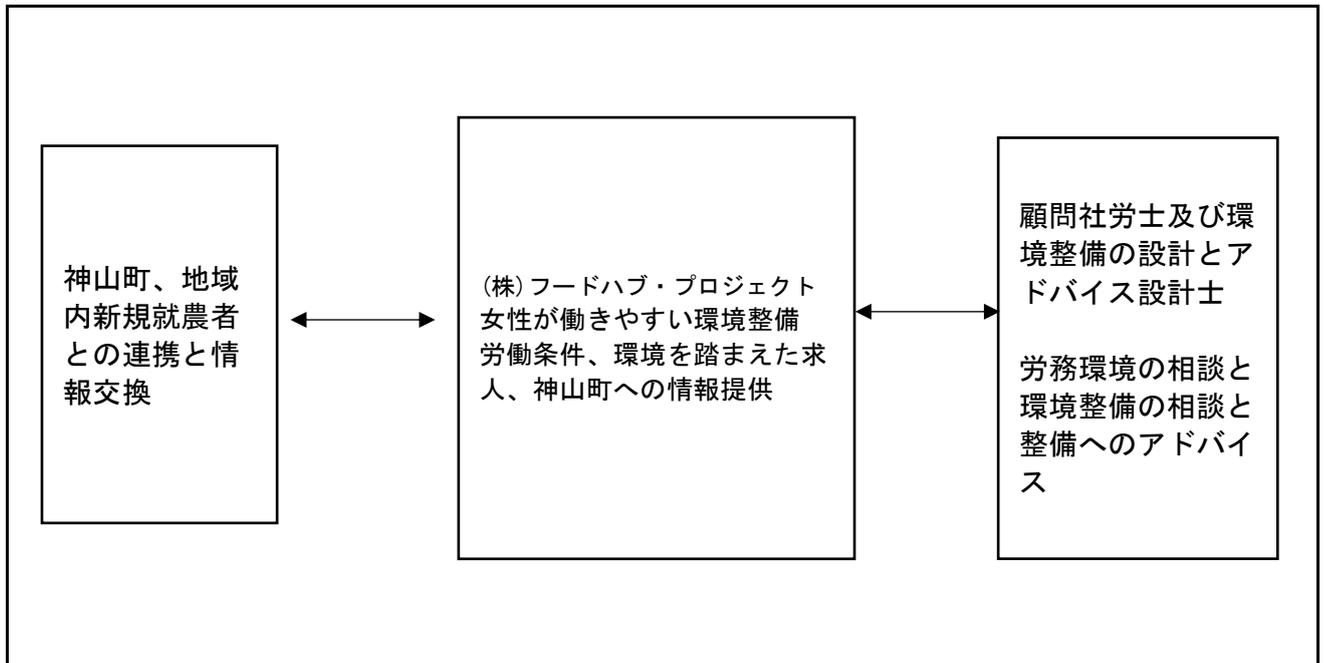
(令和5年度女性の労働環境整備・活躍強化事業(女性が働きやすい環境の整備支援))

1 地域取組主体の概要

名称	株式会社フードハブ・プロジェクト	
所在地	徳島県名西郡神山町神領字北190-1	
代表者	代表取締役 白桃 薫	
主な組織の事業内容(注)	<ul style="list-style-type: none">・事業内容:有機多品目野菜、米、小麦、果樹等の生産及び加工・販売・従業員数:27名(うち女性10名)・経営規模:3.2ha(品目:有機多品目野菜1.5ha、米1.2ha、小麦0.5ha、)・農業関連事業:農業研修事業、加工品の製造販売、農家レストラン、新規就農者野菜卸売、給食事業・女性、子育て世代の離職率の低下や働きやすさを狙いとした既存の取組フレックスタイム制、子供の居場所づくり(放課後職場に子供達が帰ってくる)、出産・育児休暇、リモートワーク	女性農業者の人数: 10人

(注) 主な組織の事業内容は、具体的に記載する。

2 事業実施体制



(注) 実施に必要な関係機関との実施体制を記載する。

3 女性の就農環境改善のための取組計画

(1) 地域取組主体における女性の農業への呼び込み・定着・活躍の課題 (注)

【地域の女性農業者の課題】

・農作物の生産拡大に伴い、調整（パッキング）、出荷チームの雇用を増やしていきたい。また、会社全体としての収益率のアップと、独身の女性が多くいて結婚、出産、子育てのステップを踏んでおり、農業生産よりも製造量、時間調整しやすい、加工チームでの就業の希望が社内にて大きくなってきていて、就業内容の切り替えをできるように生産体制を伸ばしていきたい。

・一方で、地域内にて求職者数には限りがあり、また農業、農業以外の求人が多くあり、求職者の取り合いが起こっている。より働きやすい状況を整えなければいけない。雇用につながらない状況があるため、体制整備が急務である。

・また、弊社では新規就農者の研修事業を実施しており、その卒業生（男女共に）が地域内にて活躍している。しかしながら、販売先の確保が個々では難しいため、弊社が地域商社的に動き、農作物の一時保管、調整、出荷などを連携していかなくてはならない。

【現状の労働環境を踏まえた施設等の必要性】

調整（パッキング）、出荷チームは、現在、休憩所の（冷暖房もない）ない、倉庫内にておこなっており、途中の休息、昼休みなどの休憩を冬は寒く夏は暑い環境にて、適当な空きスペースでおこなっている。また、共同利用する女性新規就農者も、同様である。そのため、倉庫の一部を区切り、休憩スペースの区画を設け、合わせて冷暖房を整備する必要がある。

また、加工場に関しても、休憩所、更衣室がなく、冬は寒く、夏は暑い倉庫内にて休憩をしている。また、子育て中の従業員がおり、子供を加工所に連れてくることは認めているのだが、託児スペースなど子供達が居やすい場所の用意ができていない状況である。こちらの利用者は、全員が女性の従業員となっているので、加工場の前のフリースペースの一部を、大きく1部屋分を区切り休憩所、更衣室、託児スペースの機能を持たせ効率的に整備することにより、労働環境の改善と、従業員の子供がみんな居られ、見守ることができるスペースを確保することにより、子育て世代がより働きたい環境を作ることができる。

【その他女性の農業への呼び込み・定着・活躍の課題】

今後、設備を導入し効率的且つ、快適に農業生産や農産加工を実施したとしても、営業を強化し、販売量を増やさなければ、いくら活躍できる良い環境や働きやすい労働条件があり、女性従業員が増えたとしても働いてもらえないので、しっかりと生産、製造できるように、販売を強化していく。

(注) (2) の取組に係る具体的な課題を記載する。

(2) 女性の働きやすい環境を整備するための託児スペース、男女別トイレ、更衣室等の確保に係る計画 (注1)

確保する施設等の区分	①託児スペース ②男女別トイレ ③更衣室 ④休憩スペース ⑤アシストスーツ、高さが調節できる作業台等の備品の確保 ⑥その他				
区分番号 (注2)	時期	確保場所	数量	利用する女性農業者 (注3) の人数	備考
①、③、④	R6. 12	農産加工所横 調整出荷倉庫内	2	10人	
計			2	10人	

(注1) 事業実施主体は、本計画をホームページへ公表する際には、「事業費」及び「国庫補助金」の欄を削除すること。

(注2) 「確保する施設等の区分」から該当する区分番号を選択し、記載すること。また、⑤又は⑥を選択した場合は、具体的な名称も記載すること。

(注3) 農業者は、新規参入者、自営農業就農者（結婚を機に就農された者を含む。）、雇用就農者、アルバイト、ボランティア等の農業関連事業を含む年間30日以上従事する者とする。

農業関連事業とは、農産物製造・加工、農畜産物の貯蔵、運搬、販売、農業生産資材の製造、農作業の受託、都市住民等の農作業体験施設の設置・運営や民宿業を含む。

4 整備内容を踏まえた「目標」達成のための取組 (注)

時期	取組内容・回数	備考
5月	<ul style="list-style-type: none"> 働きやすい環境の整備に向けた社内検討会及び弊社顧問社労士、及び設計士への相談 1回 地域の新規就農者及び神山町との協議 1回 整備工事開始 自社求人ページへの求人情報の掲載 1回 (10月～3月) 工事完了 	
5月		
9月		
12月		
12月		

(注) 女性の就農環境改善のための整備内容を踏まえた、女性農業者確保の目標の達成のための具体的な取組内容 (例：更衣室や休憩室の設置など働きやすい環境のPRによる求人など) を記載すること。また、第2の1の(5)の実績報告においては記載不要。

5 女性農業者確保の目標 (注)

翌年度末までの女性農業者の新規確保人数 (注)	事業実施年度	2 人
	事業実施翌年度	2 人
	合計	4 人
(女性農業者の新規確保人数の内訳) 自営農業就業者1人、雇用就農者0人、 アルバイト等3人		

(注) 事業実施年度の翌年度末までの新規確保人数。また、第2の1の(5)の実績報告においては記載不要。

※必要に応じ、計画の詳細等を記載した資料を添付すること。

※添付資料のうち、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

※国が必要と求める資料については、求めに応じ、遅滞なく提出しなければならない。

※第2の1の(5)の計画の承認申請においては、本様式中の「(実績)」を削除すること。